

2019年（令和元年）12月20日の判例ゼミ発表を終えて

## 1. ゼミにおけるコメントサマリ

◆参加者が所属している企業でも、著作権法改正に基づいてビジネス拡大の模索などは行われたか。

参加者が所属している企業のうち、数社、改正著作権法に基づいてビジネス拡大の模索が検討されていた。検討した会社の中には、改正著作権法に基づいて、実際にビジネスの拡大を行った会社もあったほか、参加者の企業の他にも、改正法を受けての新規のサービス（クローリングサービス等）が提供開始されている旨の情報が寄せられた。

一方で、法令が既存よりも抽象的になったことから、実際のビジネスについて法的に問題ないか解釈が悩ましく、企業として難しい判断を迫られるケースも存在しているとの意見もあった。

◆音楽教室の事例について

音楽教室の事例について、「享受」（30条の4）に該当するというゼミ生の意見が大半であった。

ただし、ハノンの教本のように、歌謡曲等と異なり、単に運指（楽器の指使い）の練習を行う目的で演奏される楽曲について、「享受」に該当するか否かについて、議論があった。

また、ピアノの調律に伴う演奏が「享受」に該当するかといった点についても、議論があった。

◆パロディ目的について

パロディにより、外形的に元の著作物に表現された思想、感情自体が全く改変されてしまったとしても、元の著作物があったのパロディであり、元の著作物の表現された思想又は感情を享受しているといえ、改正著作権法によっても、パロディは保護されないという意見が大半であった。

## 2. 発表者所感

◆黒川

改正著作権法における「享受」（30条の4）について、ヤマハ音楽教室の事例やパロディ最判を基に議論させていただきました。これらの事例について、ゼミ生の皆様の意見が割れるのではないかと予想して議論にのぞみましたが、予想とは異なり、ゼミ生の皆様の意見は概ね一致しており、個人的には意外な結果となりました。

改正著作権法に関して議論をさせていただき、改正著作権法について、その活用の可能性の一端を垣間見たような気がします。

今後も、改正著作権法の活用の可能性を探っていききたいと思います。

◆小林

ヤマハ音楽教室の事例では、ゼミ生の皆様からは「享受」（30条の4）に該当するという意見が大半でした。ただ、文化の発展に寄与することを目的とする著作権制度の趣旨や、音楽教室のレッスン形態が多様であること等を踏まえれば、議論の余地は大いにあると思われました。

また、30条の4以外の改正点についても、今後の議論の動向を着目し、ビジネスにどのような影響を及ぼすのか検討していきたいと思っています。

◆松井

今回は、改正著作権法における「享受」（第30条の4）の意味を中心に議論させていただきました。ヤマハ音楽教室の事例やパロディ事件を元にした「享受」の意味に関する議論では、ゼミ生の皆様の意見は概ね一致しており、想像していたより「享受」に対する認識に大きな齟齬はないように見えました。一方で、ピアノのレッスンにおけるハノンの教本（運指練習）など、著作物の享受といえるかの位置付けが難しいと思われる事例も挙げられ、本改正法の議論が一筋縄でいかないことを再認識しました。

最後に飯村先生から頂いた「改正著作権法は我々で育てていくもの」というご意見は、まさしくその通りだと思いました。幸いにしてゼミ生の方の周辺では改正著作権法の活用事例も多々見られているようで、本ゼミのような議論が今後活発になされていくと思われますので、その動向に注目していきたいと思っています。